

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

別添に示す接続形態を別表2に追加する。

附 則 この改正規定は、届出後、速やかに実施します。

2-2 2-1表及び2-3表以外の接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
180-3	当社	中継事業者	携帯・自動車電話事業者

番号	第2表(参考)	第3表	第4表	備考欄
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
A 1	当社	中継事業者(サービス制御事業者)	-	